

改正

昭和57年6月3日規則第29号
平成元年8月29日規則第57号
平成5年7月16日規則第40号
平成8年3月31日規則第41号
平成11年4月30日規則第46号
平成12年3月31日規則第124号
平成13年3月30日規則第33号
平成15年3月31日規則第22号
平成19年3月16日規則第5号
平成19年7月20日規則第73号
平成20年3月29日規則第43号
平成20年9月16日規則第53号
平成21年3月16日規則第5号
平成27年3月31日規則第43号
平成28年6月1日規則第56号
平成30年3月16日規則第15号
平成31年3月29日規則第36号
令和3年3月26日規則第25号

沖縄県建築基準法施行細則をここに公布する。

沖縄県建築基準法施行細則

沖縄県建築基準法施行細則（昭和47年沖縄県規則第98号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 手続（第4条—第18条）
- 第3章 報告（第19条—第21条）
- 第4章 建築物の敷地及び道路（第22条—第29条の2）
- 第5章 公開による意見の聴取（第30条—第36条）

第6章 雑則（第37条・第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行のため、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号。以下「条例」という。）並びに沖縄県文教地区建築条例（昭和47年沖縄県条例第117号。以下「文教条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（確認申請手数料等の減免）

第2条 条例第29条の14の規定により次の各号のいずれかに該当する建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）についての確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料は、条例第29条の3、条例第29条の5、条例第29条の6、条例第29条の8において読み替えて準用する条例第29条の3、条例第29条の10において読み替えて準用する条例第29条の5及び条例第29条の11において読み替えて準用する条例第29条の6の規定により算定した額の2分の1に相当する額を減額する。

（1） 行政庁の処分により移転するもの

（2） その他知事が特別の理由があるものと認めるもの

2 災害により滅失し、又は破損した住宅をその災害の発生の日から1年以内にこれを建築し、又は大規模な修繕をする場合における確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料は、条例第29条の14の規定により免除する。

3 前2項の規定により確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除の事由に該当することを証する書面を、法第6条第1項（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書、法第7条第1項（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項（法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知書、法第18条第16項（法第87条の4並びに

第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する工事完了の通知書又は法第18条第19項(法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する工事終了の通知書に添えて知事に提出しなければならない。

(標識による公示)

第3条 法第9条第13項(法第10条第4項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識は、次の各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第9条第1項及び第10項(法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第1号様式
- (2) 法第10条第2項及び第3項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第2号様式
- (3) 法第90条の2第1項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、第3号様式

第2章 手続

(確認申請書等に添付する図書)

第4条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第2項の規定により建築主事に提出する確認の申請書及び計画通知書(以下「確認申請書等」という。)には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。ただし、次の各号に掲げる図書に明示すべき事項を省令第1条の3又は第3条に規定する図書に明示してその図書を添える場合は、この限りでない。

- (1) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場等工事計画書(第4号様式)
- (2) 建築物が法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けるものである場合は、既存不適格建築物工事計画書(第5号様式)又は卸売市場等の既存不適格建築物工事計画書(第6号様式)及び関係図面
- (3) 建築物の敷地が高さ2メートル以上のがけに接し、又は近接する場合には、がけの高さ、がけの下端及び上端と当該建築物との距離並びにがけの形状を明示した断面図
- (4) 建築物の便所を水洗式とする場合は、尿(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽の構造及び性能詳細図並びに当該汚水の排水経路図
- (5) 建築物が法第12条第1項の規定により定期的に報告を要するものである場合は、定期報告対

象建築物調書（第7号様式）及び関係図面

（6） その他建築主事が必要と認める図書

- 2 確認申請書等に係る建築物が条例第4条に規定する災害危険区域に建築するものである場合は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条の規定による知事の許可書を当該確認申請書等に添付しなければならない。
- 3 法令の規定により申請又は届出を建築主に代わって行う者は、当該申請又は当該届出に建築主の委任状を添付しなければならない。

第5条 削除

（許可申請書の添付図書等）

第6条 省令第10条の4第1項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項の表一の（い）項及び（ろ）項に掲げる図面（次の各号のいずれかに該当する許可の申請の場合にあっては、同条第1項の表二の（三十）項に掲げる図面を加える。）、工場等工事計画書（第4号様式。全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の許可の申請の場合に限る。）、許可申請の理由書その他知事が必要と認める図書又は書面とする。

（1） 法第55条第3項第1号又は第2号に規定する建築物の許可

（2） 法第56条の2第1項ただし書に規定する建築物の許可

（3） 法第59条第1項第3号又は第4項に規定する建築物の許可

（4） 法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可

- 2 省令第10条の4第4項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、省令第3条第2項の表に掲げる図書及び知事が必要と認める図書又は書面とする。

- 3 文教条例第3条ただし書の建築物の許可を受けようとする者は、次に掲げる図書等を添えた建築物許可申請書（第8号様式）及びその副本1通を知事に提出しなければならない。

（1） 省令第1条の3第1項の表一の（い）項及び（ろ）項に掲げる図面

（2） 工場等工事計画書（第4号様式。全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の許可の申請の場合に限る。）

（3） 許可申請の理由書

（4） その他知事が必要と認める図書又は書面

- 4 知事は、文教条例第3条ただし書の規定による許可をしたときは、建築物許可書（第9号様式）を申請者に交付するものとする。

（道路位置の指定申請等）

第7条 法第42条第1項第5号に規定する指定を受けようとする者は、省令第9条に定める図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えた道路位置指定申請書（第10号様式）及びその副本2通を知事に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に定める承諾書に係る印鑑証明書
- (2) 指定を受けようとする道の敷地となる土地の登記簿謄本及び登記所に備付けの地図の写し
- (3) 道路の構造、勾配等を明記した構造図、排水の放流先を明記した図面及びその他知事が必要と認めた図書

2 知事は、前項の申請があった場合は、申請に係る道路の築造工事の完了を確認のうえ、道路の位置を指定するものとする。

3 知事は、法第42条第1項第5号の規定による道路指定を行ったときは、道路位置指定書（第11号様式）を申請者に交付するものとする。

4 法第42条第3項の規定による水平距離の指定申請に関する手続については、第1項及び前項の規定を準用する。この場合において、水平距離指定申請書及び水平距離指定書は、それぞれ第12号様式及び第13号様式とする。

（道路位置の指定の変更又は廃止申請等）

第8条 法第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項若しくは第3項に規定する私道の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、省令第9条に定める図書並びに次の各号に掲げる図書を添えた道路位置指定の変更（廃止）申請書（第14号様式）及びその副本2通を知事に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる図書
- (2) 変更し、又は廃止しようとする道路に接する敷地の地籍図

2 知事は、道路の位置の指定を変更し、又は廃止したときは道路位置指定の変更（廃止）書（第15号様式）を申請者に交付するものとする。

（認定申請書の添付図書等）

第9条 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が規則で定める図書は、省令第1条の3第1項の表一の（い）項及び（ろ）項に掲げる図面（法第55条第2項に規定する認定にあっては、同表（る）項に掲げる図面を加える。）、工場等工事計画書（第4号様式。全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の認定の申請の場合に限る。）、認定申請の理由書その他知事が必要と認める図書とする。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の認定を受けようとする者は、省令第1条の3第1項の

表一の（い）項及び（ろ）項に掲げる図面、工場等工事計画書（第4号様式。全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の認定の申請の場合に限る。）、認定申請の理由書その他知事が必要と認める図書を添えた建築物認定申請書（第16号様式）及びその副本1通を知事に提出しなければならない。

- (1) 政令第115条の2第1項第4号ただし書に規定する建築物の認定
- (2) 条例第4条ただし書に規定する建築物の認定
- (3) 条例第17条の2に規定する建築物の認定
- (4) 条例第24条第1項ただし書に規定する建築物の認定
- (5) 条例第27条第1項ただし書に規定する建築物の認定

3 知事は前項各号に掲げる規定による認定を行ったときは、建築物認定書（第17号様式）を申請者に交付するものとする。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請の添付図書等）

第10条 省令第10条の16第1項第4号、第2項第3号又は第3項第3号の規定により知事が規則で定めるものは、計画の概要を表した図書その他知事が必要と認めるものとする。

（設計変更等）

第11条 省令第3条の2で定める軽微な変更をしようとするときは、変更図書を添えた設計変更届（第18号様式）2通を建築主事に提出しなければならない。

2 許可又は認定を受けた建築物等の設計を変更しようとするときは、改めて許可又は認定を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なもので知事が再度の許可又は認定を要しないと認めるものについては、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、許可通知書又は認定通知書並びに変更図書を添えた設計変更申請書（第19号様式）及び副本1通を知事に提出しなければならない。

4 知事は前項の規定による申請を承認するときは、設計変更承認書（第20号様式）を申請者に交付するものとする。

5 第1項の規定は、法第18条第2項の規定による通知をした者について準用する。

（建築主等の変更）

第12条 許可若しくは認定又は確認を受けた建築物等の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、その工事の完了前に建築主等を変更したときは、建築主等の変更届出書（第21号様式）に許可通知書若しくは認定通知書又は確認済証を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、工事監理者又は工事施工者を選定し、又は変更したときは、前項の規定に準じて工事監理者（工事施工者）選定（変更）届出書（第22号様式）を知事又は建築主事に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、法第18条第2項の規定による通知をした者について準用する。

（工事取りやめ届出書等）

第13条 許可若しくは認定（法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可又は法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定を除く。）又は確認を受けた建築物等の建築主等が工事の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届出書（第23号様式）に許可通知書若しくは認定通知書又は確認済証を添えて知事又は建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、許可申請若しくは認定申請又は確認申請若しくは検査申請を許可若しくは認定又は確認若しくは検査を受ける前に取り下げるときは、取下届出書（第24号様式）を知事又は建築主事に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、法第18条第2項及び第16項の規定による通知をした者について準用する。この場合において、前項中「確認申請」とあるのは「計画通知」と、「検査申請」とあるのは「完了通知」と読み替えるものとする。

（建築協定の認可申請等）

第14条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定書3通並びに次の各号に掲げる図書を添えた建築協定認可申請書（第25号様式）及びその副本2通を知事に提出しなければならない。

（1） 建築協定締結の理由を記載した書面

（2） 建築協定区域、建築物に関する基準又は建築協定と関係のある地形若しくは地物を表示する図面

（3） 申請者が建築協定締結に係る者の代表者であることを証する書面

（4） 土地の所有者等（法第69条に規定する土地の所有者等をいう。以下同じ。）の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在を記載した書面

（5） 土地及び建築物の登記簿謄本

（6） 土地の所有者等の全員の合意があったことを証する書面

2 知事は、法第73条第1項（法第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定により認可を行ったときは、建築協定認可書（第26号様式）を申請者に交付するものとする。

(建築協定の変更又は廃止申請等)

第15条 法第74条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)又は法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定により建築協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、変更した建築協定書3通並びに次の各号に掲げる図書を添えた建築協定変更等認可申請書(第27号様式)及びその副本2通を知事に提出しなければならない。

- (1) 建築協定の変更又は廃止の理由を記載した書面
- (2) 変更した建築協定区域、建築物に関する変更した基準又は変更した建築協定と関係のある地形若しくは地物を表示する図面
- (3) 申請者が建築協定の変更又は廃止に係る者の代表者であることを証する書面
- (4) 土地の所有者等の全員の住所、氏名、権利の種別並びに権利の目的となっている土地及び建築物の所在地を記載した書面
- (5) 土地及び建築物の登記簿謄本
- (6) 土地の所有者等の全員(廃止の場合にあっては、過半数)の合意のあったことを証する書面

2 知事は、法第74条第2項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)において準用する法第73条第1項の規定により認可を行ったときは建築協定変更認可書(第28号様式)を、法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定により認可を行ったときは建築協定廃止認可書(第29号様式)を申請者に交付するものとする。

(建築協定区域内の借地権消滅届)

第16条 法第74条の2第3項の規定により届出をしようとする者は、借地権が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示した図面を添えた借地権消滅届(第30号様式)を知事に提出しなければならない。

(建築協定認可後の建築協定加入届)

第17条 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、土地の登記簿謄本及び当該土地の位置図を添えた建築協定加入届(第31号様式)を知事に提出しなければならない。

(一人建築協定効力発生届)

第18条 法第76条の3第5項の規定により当該建築協定が効力を有することとなったときは、同条第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、新たに土地の所有者等となった者の土地又は建築物の登記簿謄本及び当該土地又は建物の位置を表示した図面を添えた一人建築協定効力発生

届（第32号様式）を直ちに知事に提出しなければならない。

第3章 報告

（特定建築物の定期報告）

第19条 法第12条第1項の規定による特定建築物の調査報告について省令第5条第1項の知事が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- （1） 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物 平成28年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで
- （2） 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち旅館又はホテルの用途に供するもの 平成28年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで
- （3） 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち前号に規定する建築物以外のもの 平成30年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで
- （4） 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物のうち体育館の用途に供するもの 平成29年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで
- （5） 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物のうち前号に規定する建築物以外のもの 平成30年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで
- （6） 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物 平成29年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで

2 法第12条第1項の規定による調査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行わなければならない。

3 省令第5条第4項に規定する知事が定める書類は、省令第1条の3第1項の表一の（い）項に掲げる図書（屎（し）尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。）とする。

4 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第7号の書類の保存期間は、当該書類を受理した日から起算して3年間とする。

5 政令第16条第1項各号に掲げる建築物を除却し、その用途を変更し、又はその使用を休止し、若しくは再使用したときは、2週間以内に、特定建築物の除却（変更・休止・再使用）届（第33号様式）を知事に提出しなければならない。

（特定建築設備等の定期報告）

第20条 法第12条第3項に規定する知事が指定する特定建築設備等は、同条第1項の規定による定期報告を要する建築物に、法第35条の規定により設けた排煙設備（排煙機を有するものに限る。）及び非常用の照明装置とする。

- 2 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の知事が定める時期は、毎年4月1日から12月20日までとする。
- 3 法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行わなければならない。
- 4 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第8号及び第9号の書類の保存期間は、当該書類を受領した日から起算して1年間とする。
- 5 法第12条第3項に規定する特定建築設備等及び政令第138条の3に規定する昇降機等を廃止し、若しくは休止し、又は再使用したときは、2週間以内に、特定建築設備等の廃止（休止・再使用）届（第34号様式）を知事に提出しなければならない。

（所有者等の変更届）

第20条の2 法第12条第1項に規定する定期報告を要する特定建築物について所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の変更があったときは、変更後の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。次項において同じ。）は、2週間以内に、特定建築物の所有者等変更届（第35号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 法第12条第3項の規定により定期報告を要する昇降機及び政令第138条の3に規定する昇降機等について所有者等の変更があったときは、変更後の所有者は、2週間以内に、昇降機等の所有者等変更届（第36号様式）を知事に提出しなければならない。

（工事の計画及び施工状況の報告）

第21条 法第12条第5項（法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により知事、建築主事又は建築監視員が建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関して報告を求める場合等は、次の表に掲げるとおりとする。

報告を求める場合	報告を求める事項	報告を求める相手方	報告を求める時期	報告書又は図書
(1) 法第56条の2第1項に規定する建築物を建築する場合	建築物の配置	工事監理者	やり方完了時	工程報告書（第37号様式）
(2) 法第6条第1項第3号に規定する建	工事の施工状況	工事監理者	基礎又は床版の配筋工事の終了	工程報告書（第37号様式）

建築物を建築する場合			時（鉄骨造の場合 にあつては、鉄骨 建方の終了時）	
(3) 階数5以上又は 延べ床面積が500平 方メートル以上の建 築物を建築する場合	コンクリート工 事の施行計画及 び施行状況	設計者 工事監理者	工事着手前 工事完了時	施行計画報告書 (第38号様式) 施行結果報告書 (第39号様式)
(4) その他知事、建 築主事又は建築監視 員が必要と認める場 合	知事、建築主事又 は建築監視員が 必要と認める事 項	知事、建築主事又 は建築監視員が 報告を求める者	知事、建築主事又 は建築監視員が 報告を求める時	知事、建築主事又 は建築監視員が 指定する図書

第4章 建築物の敷地及び道路

(角地等の指定)

第22条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する建築物の建蔽率を緩和する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 周辺の長さの3分の1以上が道路又は公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地
- (2) 周辺の長さの6分の1以上が幅員12メートル（前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合にあつては、これらの幅員の合計とする。）以上の道路に接する敷地
- (3) 周辺の長さの6分の1以上が2以上の道路（それぞれの道路の幅員の数値の合計が12メートル以上のものに限る。）に接し、かつ、接する長さがそれぞれ4メートル以上ある敷地
(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合)

第23条 政令第135条の2第2項の規定により規則で定める前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面から1メートル低い位置にあるものとみなす。

(北側の隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和)

第24条 政令第135条の4第2項の規定により、規則で定める建築物の敷地の地盤面の位置は、北側の隣地の地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。

(日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和)

第25条 政令第135条の12第4項の規定により規則で定める建築物の敷地の平均地盤面の位置は、隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。

(道の指定)

第26条 法第42条第2項に規定する知事が指定する道は、法第3章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の道で一般の交通の用に供されているものとする。

2 建築主は、前項の道路に接して建築物を建築する場合は、法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる境界を標示くい等により明確にしなければならない。

(道路の指定等の公示)

第27条 知事は、法第42条第1項第3号に規定する私道の変更及び廃止、同項第5号及び同条第2項の規定による道路位置の指定、指定の変更及び指定の廃止並びに同条第3項の規定による水平距離の指定をしたときは、その旨を公告するものとする。

(道路の位置の標示)

第28条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けた者は、その道路の位置を標示しなければならない。

2 前項の標示は、コンクリート造その他耐久性のある位置指定道路標示くい(第40号様式)を道路の起点、曲がり角及び終点に設置することにより行わなければならない。ただし、コンクリート造その他耐久性のある側溝を設置することにより、標示くいの設置に代えることができる。

(尿(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域)

第29条 政令第32条第1項の表の特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、建築主事を置く市の区域以外の沖縄県の全域とする。

(強い風を考慮する区域)

第29条の2 政令第46条第4項表3の特定行政庁がしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域及び特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値は、次の表に掲げるとおりとする。

区域	見付面積に乗じる数値 (cm/m ²)
建築主事を置く市の区域以外の沖縄県全域	75

(公開による意見の聴取の請求)

第30条 法第9条第3項(法第10条第4項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。))、法第45条第2項、法第88条第1項、第2項及び第3項、法第90条第3項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第88条第1項において準用する場合を含む。))並びに法第90条の2第2項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は第8項(法第10条第4項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。))、法第90条第3項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第88条第1項において準用する場合を含む。))並びに法第90条の2第2項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により公開による意見の聴取を請求しようとする者は、その請求の趣旨その他必要な事項を記載した公開による意見の聴取請求書(第41号様式)を知事に提出しなければならない。

(公開による意見の聴取の公告)

第31条 公開による意見の聴取の公告は、公開による意見の聴取に係る建築物(建築設備、工作物及び道路敷を含む。))の所在する市町村の区域を所管する土木事務所の掲示板その他必要な場所に掲示して行うものとする。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項によるほか、県の公報に登載してこれを行う。

(公開による意見の聴取の放棄)

第32条 法第9条第4項、法第46条第1項又は法第48条第15項の規定により出頭を求められた者が出頭しないときは、知事は、その者が意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなすことができる。ただし、意見の聴取のため出頭を求められた者が特別の理由により所定の期日及び場所に出席できない場合において、あらかじめその旨を知事に届け出た場合は、この限りでない。

(公開による意見の聴取の延期)

第33条 知事は、災害その他やむを得ない理由により意見の聴取を行うことができない場合又は前条ただし書の規定により届出をした者について必要と認める場合には、意見の聴取の期日を延期することができる。

2 第31条の規定は、前項により期日を延期する場合について準用する。

(参考人の出席)

第34条 知事は、公開による意見の聴取に関し必要と認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(代理人の出席)

第35条 法第46条第1項又は法第48条第15項の規定により出頭を求められた者は、公開による意見の聴取に際して代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、代理権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

(秩序の維持)

第36条 知事は、公開による意見の聴取の進行を妨げ、又は不当な行為を行う者に対して、退場を命じ、その他公開による意見の聴取の秩序を維持するために必要な事項を命じ、又は措置をとることができる。

第6章 雑則

(書類の経由等)

第37条 法令の規定に基づき知事又は建築主事に提出する書類は、当該建築物等の所在する市町村の区域を所管する土木事務所長又は建築主事に提出するものとする。

(委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、法令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の沖縄県建築基準法施行細則の規定に基づいてなされた申請、届出その他の手続でこの規則に相当規定のあるものは、それぞれこの規則によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和57年6月3日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年8月29日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年7月16日規則第40号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、改正後の沖縄県建築基準法施行細則第6条第1項（第12号を除く。）及び第2項の規定は適用せず、改正前の沖縄県建築基準法施行細則第6条第1項及び第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成8年3月31日規則第41号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の沖縄県建築基準法施行細則の規定によってした申請、届出その他の手続は、改正後の沖縄県建築基準法施行細則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成12年3月31日規則第124号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）の施行の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第22号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、目次、第2条、第3条、第4条第1項第5号、第5条及び第6条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（「第7号様式」を「第8号様式」に改める部分を除く。）、同条第4項の改正規定（「第8号様式」を「第9号様式」に改める部分を除く。）、第7条第1項の改正規定（「第9号様式」を「第10号様式」に改める部分を除く。）、同条第3項の改正規定（「第10号様式」を「第11号様式」に改める部分を除く。）、第8条第1項

の改正規定（「第13号様式」を「第14号様式」に改める部分を除く。）、第9条第2項の改正規定（「第15号様式」を「第16号様式」に改める部分を除く。）、同条第3項の改正規定（「第16号様式」を「第17号様式」に改める部分を除く。）、第10条の見出しの改正規定、第11条に1項を加える改正規定、第12条第1項の改正規定（「第20号様式」を「第21号様式」に改める部分を除く。）、同条に1項を加える改正規定、第13条第1項の改正規定（「第22号様式」を「第23号様式」に改める部分を除く。）、同条第2項の改正規定（「第23号様式」を「第24号様式」に改める部分を除く。）、同条に1項を加える改正規定、第20条第5項及び第6項の改正規定、第21条の改正規定（「第12条第3項」を「第12条第5項」に改める部分に限る。）、第25条の改正規定、第29条の見出しの改正規定、第5章の章名の改正規定、第30条の改正規定（「第40号様式」を「第41号様式」に改める部分を除く。）、第31条から第36条までの改正規定、第22号様式の改正規定（同様式を第23号様式とする部分を除く。）、第23号様式の改正規定（同様式を第24号様式とする部分を除く。）並びに第40号様式の改正規定（同様式を第41号様式とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月20日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書、法第7条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知書、法第18条第14項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する工事完了の通知書又は法第18条第17項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する工事終了の通知書を提出する建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に法第6条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書、法第7条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項（法第87条の2並び

に第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知書、法第18条第14項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する工事完了の通知書又は法第18条第17項(法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する工事終了の通知書が提出された建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月29日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項の調査を開始した者の同項の規定による報告に添付する書類及び施行日前に同条第3項の検査を開始した者の同項の規定による報告に添付する書類については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月16日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月16日規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成27年3月31日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請書、法第7条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項(法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知書、法第18条第16項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する工事完了の通知書又は法第18条第19項(法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する工事終了

の通知書を提出する建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に法第6条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書、法第7条第1項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知書、法第18条第16項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する工事完了の通知書又は法第18条第19項（法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する工事終了の通知書が提出された建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月1日規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第16条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であつて、この規則による改正前の第19条第1項の規定の適用を受けないものについての改正後の同項第1号又は第2号の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「平成28年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで」とあるのは、「平成29年4月1日から12月20日まで及び平成31年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで」とする。
- 3 政令第16条第3項第1号の小荷物専用昇降機及び同項第2号の防火設備（この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日から平成29年5月31日までの間に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条第5項又は法第7条の2第5項（いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）についての改正後の第20条第2項の規定の適用については、平成31年3月31日までの間は、同項中「毎年4月1日から12月20日まで」とあるのは、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とする。

附 則（平成30年3月16日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条の改正規定（「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。）並びに第32条及び第35条の改正規定並びに第8号様式の改正規定（「建ぺい

率」を「建蔽率」に改める部分に限る。）、第9号様式の改正規定及び第16号様式の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第36号）

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第25号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

建築基準法による命令の公告（違反関係）

建築物の所在地
工作物

命令を受けた者の氏名

この建築物は、建築基準法の規定に違反しているので、同法の規定により
工作物

を命じた。

年 月 日

沖縄県知事 氏 名

注意

- 1 この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。
- 2 この命令に違反して建築物の工事をを行った者は、建築基準法の規定により罰せられる。
- 3 電気、ガス及び水道の供給を保留するよう関係事業者に通知済である。

備考 標識の使用に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 様式中の5行目の空欄には、措置事項を記入すること。

第2号様式（第3条関係）

建築基準法による命令の公告（不適合関係）

建築物の所在地
工作物

命令を受けた者の氏名

この建築物は、著しく保安上危険となるおそれがある
工作物 衛生上有害である と認めたとので、建築基

準法の規定により を命じた。

年 月 日

沖縄県知事 氏 名

注意

この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。

備考 標識の使用に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 様式中の5行目の空欄には、措置事項を記入すること。

第3号様式（第3条関係）

建築基準法による命令の公告（防災（工事中）関係）

建築物
建築設備の所在地
工作物

命令を受けた者の氏名

建築物
この工事中の建築設備は、建築基準法上著しく
工作物

安全上
防火上支障が
避難上

あると認めたので、同法の規定により

を命じた。

年 月 日

沖縄県知事 氏 名

注意

この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。

備考 標識の使用に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 様式中の6行目の空欄には、措置事項を記入すること。

第4号様式（第4条、第6条、第9条関係）

工場等工事計画書

工場
危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物に関する工事計画書は、次のとおり
です。

年 月 日

申請者 住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

建築主事 殿

1		建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		電話			
工場 関係 事項	業 種	作 業 場 床 面 積					
		申請部分	申請以外の部分			合 計	
	原料名 1日の処理量	製 品 名 (部 品 名)				1 日 の 生 産 量	
	機 械 の 種 類	機 械 台 数			原 動 機 の 出 力 KW		
		新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計
	合 計						
	作 業 内 容						
危 険 物 関 係			常時貯蔵する場合		製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合		
			品 名	最大貯蔵量	品 名	最大貯蔵量	
	申 請 部 分						
	申 請 以 外 の 部 分						
	合 計						
参 考 事 項							

- 備考
- 1 「業種」欄は、工場業態がわかるように記入すること（例 合成樹脂成型加工工場）。
 - 2 「原料名」欄は、工場に搬入される原料の品名を記入すること。
 - 3 「作業内容」欄は、作業工程の順に従って具体的に記入すること（外注部分はその旨明記し、又は作業工程について別紙により説明書を添付すること）。
 - 4 「参考事項」欄は、工場については、創立年月日略歴過去の確認又は許可及び工員数を、危険物については政令第116条第3項の比率等を記入すること。
 - 5 当該計画書により説明できない場合があるときは、必要に応じて別紙、カタログ等により説明すること。

第5号様式（第4条、第6条、第9条関係）

既存不適格建築物工事計画書							
既存不適格建築物に関する工事の計画は、次のとおりです。							
年 月 日							
申請者				住所			
建築主事 殿				氏名 (名称及び代表者氏名)			
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			電話				
2 敷地の位置	地名及び地番		その他の地域、 地区、区域等				
	用途地域 防火地域						
3 主要用途			4 工事の種別				
5 新築年月日		年 月 日		6 基準時年月日		年 月 日	
\		(A) 基準 時の数 値	(B) 今回 の報告 までの 増減	(C) 今回 の報告 に係る 増減	(D) (B) + (C)	(E) (A) + (B) + (C)	(F) (A)
7 敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
8 建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
9 延べ面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
10 法第48 条関係	作業場の床面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	原動機の出力		k w	k w	k w	k w	k w
	機械の台数		台	台	台	台	台
	容器等の容量		ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
11 法第 条不適格関係							
12 法第 条不適格関係							
13 法第 条不適格関係							
14 法第 条不適格関係							
15 法第 条不適格関係							
16 特記事項							
参 考 事 項							

- 備考 1 必要に応じて、別紙、図面等を添付し説明すること。
- 2 原動機、機械、容器等の説明を参考事項欄又は別紙に説明し、場合によっては、カタログ等を添付すること。
- 3 「5 新築年月日」欄は、既存不適格建築物の新築年月日を記入すること。

第6号様式（第4条、第6条、第9条関係）

卸売市場等の既存不適格建築物工事計画書							
卸売市場等の延べ床面積の既存不適格建築物に関する工事の計画は、次のとおりです。							
年 月 日							
申請者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名)							
建築主事 殿							
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			電話				
2 敷地の位置	地名及び地番		その他の地域、地区、区域等				
	用途地域						
	防火地域						
3 主要用途			4 工事の種別				
5 新築年月日		年 月 日		6 許可基準時		年 月 日	
/		(A) 許可又は基準時の数値	(B) 今回の報告時までの増減	(C) 今回の報告に係る増減	(D) (B) + (C)	(E) (A) + (B) + (C)	(F) (A)
7 敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
8 建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
9 延べ面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
10 法第51条ただし書の規定による許可を受けた卸売市場等の延べ床面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
11 既存不適格の卸売市場等の延べ床面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
12 法第51条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場等の処理能力		人	人	人	人	人	
13 既存不適格の汚物処理場等の処理能力		人	人	人	人	人	
14 特記事項							
参 考 事 項							

- 備考 1 必要に応じて、別紙、図面等を添付し説明すること。
- 2 原動機、機械、容器等の説明を参考事項欄又は別紙に説明し、場合によっては、カタログ等を添付すること。
- 3 「5 新築年月日」欄は、既存不適格建築物の新築年月日を記入すること。

(裏)

14	敷地面積	(m ²)		
15	建築面積	(m ²)		
16	延べ面積	【申請部分】	【申請以外の部分】	【合計】	
		(m ²)	(m ²)
				(m ²)
17	階別概要				
	【階別用途別】				
	【用途】	【床面積】	【客席面積】	【住宅戸数】	
(階)	()	(m ²)	(m ²)	()	
	()	(m ²)	(m ²)	()	
	()	(m ²)	(m ²)	()	
(階)	()	(m ²)	(m ²)	()	
	()	(m ²)	(m ²)	()	
	()	(m ²)	(m ²)	()	
(階)	()	(m ²)	(m ²)	()	
	()	(m ²)	(m ²)	()	
	()	(m ²)	(m ²)	()	
(階)	()	(m ²)	(m ²)	()	
	()	(m ²)	(m ²)	()	
	()	(m ²)	(m ²)	()	
	【用途別】				
	()	(m ²)	(m ²)	()	
	()	(m ²)	(m ²)	()	
	()	(m ²)	(m ²)	()	
18	性能検証法等の適用				
	<input type="checkbox"/> 耐火性能検証法		<input type="checkbox"/> 防火区画検証法		
	<input type="checkbox"/> 階避難安全検証法 (階)		<input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法		
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
19	増築、改築、用途変更等の経過				
	昭和・平成 年 月 日 概要 ()				
	昭和・平成 年 月 日 概要 ()				
	昭和・平成 年 月 日 概要 ()				
	昭和・平成 年 月 日 概要 ()				
20	備考				

第8号様式（第6条関係）

建築物許可申請書 第 条 の許可を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は事実と相違ありません。 年 月 日				沖縄県収入証紙貼付け欄 (注) この欄に貼付けできない場合は、裏面に貼り付けてください。	
住所 申請者 氏名 (名称及び代表者氏名)					
沖縄県知事 殿					
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		電話			
2 代理人の住所及び氏名		電話			
3 敷地の位置	地名及び地番	その他の地域、地区、区域等			
	用途地域				
	防火地域				
4 建築蔽率	%	5 容積率	%		
6 最高の高さ	m	7 軒の高さ	m		
8 主要用途		9 工事種別			
10 許可部分用途		11 構造種別			
	申請部分	申請以外の部分	合計		
12 敷地面積	㎡		㎡		
13 建築面積	㎡	㎡	㎡		
14 延べ面積	㎡	㎡	㎡		
15 既設確認年月日		16 既設許可年月日			
17 工事着手予定年月日	年 月 日	18 工事完了予定年月日	年 月 日		
19 その他必要な事項					
※市町村受付欄		※消防機関同意欄		※土木事務所受付欄	※許可年月日及び番号
					年 月 日 沖縄県指令 第 号

備考 1 様式中の2行目の空欄には、関係条項を記入すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

第9号様式（第6条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">建 築 物 許 可 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">沖縄県指令 第 号</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">申請者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日付けの許可の申請については、次のとおり 第 条 の建築物の許可をする。</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">沖縄県知事 氏 名 印</p>				
1	建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			
2	代理人の住所及び氏名			
3	敷地 の 位置	地名及び地番		
		用途地域	その他の区域、地区、区域等	
		防火地域		
4	建 蔽 率	%	5 容 積 率	%
6	最 高 の 高 さ	m	7 軒 の 高 さ	m
8	主 要 用 途		9 工 事 種 別	
10	許 可 部 分 用 途		11 構 造 種 別	
		申請部分	申請以外の部分	合 計
12	敷 地 面 積	㎡		㎡
13	建 築 面 積	㎡	㎡	㎡
14	延 べ 面 積	㎡	㎡	㎡
15	既 設 確 認 年 月 日	年 月 日	16 既 設 許 可 年 月 日	年 月 日
17	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	18 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
19	そ の 他 の 事 項	別添図書のとおり		
20	許 可 条 件			

第10号様式（第7条関係）

道路位置指定申請書 建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実相違ありません。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 申請者 住所 氏名 （名称及び代表者氏名） </div> 沖縄県知事 殿		
1 築造主の住所及び氏名 （名称及び代表者氏名）		電話
2 道路維持管理者の住所及び氏名 （名称及び代表者氏名）		電話
3 代理者の住所及び氏名 （名称及び代表者氏名）		電話
4 申請道路の地名及び地番		
5 申請道路の幅員及び延長等	幅員 m 延長 m 面積 m ² 転回広場 箇所 面積 m ²	
6 申請道路の構造及び表面仕上げ		
7 申請道路の築造予定 年 月 日	年 月 日着工 年 月 日完了	
8 申請理由		
※ 市 町 村 受 付 欄	※ 土 木 事 務 所 受 付 欄	※ 摘 要

備考（1） ※印欄は、記入しないこと。

（2） 添付図書は、裏面の記載要領をよく読んで記入すること。

(裏)

(添付図書)

1 承諾書 2通

2 誓約書 2通

3 図面 2通

付近見取図

地籍図

構造図

(凡例)

方 位		都市計画路線	
標示くい的位置		既存道路	
塀 (構造を記入すること。)		指定された道路の位置 及び建築線 (指定年月 日及び番号を記入すること。)	
主要出入口			
井 戸		廃止変更される道路の位置	
生 垣		申請する道路の位置	
予定建築物 (用途を記入すること。)		擁 壁	
既存建築物 (用途を記入すること。)		高 圧 線	
敷 地 界		が け	
地 番 界		用 水 路	
市 町 村 界			

- 注 1 図面中に地番地目、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
2 縮尺は付近見取図にあっては3000分の1、地籍図にあっては300分の1、構造図にあっては50分の1程度とすること。
3 申請の道路の幅員及び長さの単位は、メートル(小数点以下2位まで)とすること。
4 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。
5 付近見取図及び地籍図の方位は、一致させること。
6 書類図面等のつなぎ合わせ目には関係権利者全員及び代理人の割印をすること。
7 標示くいは、10センチメートル以上で長さ45センチメートル以上のコンクリート又は石で耐久性のあるものとする。

第11号様式（第7条関係）

道 路 位 置 指 定 書

沖繩県指令 第 号

住 所

申請者

氏 名

(名称及び代表者氏名)

年 月 日付けの道路位置の指定申請については、次のとおり建築
基準法第42条第1項第5号の道路位置の指定をする。

年 月 日

沖繩県知事 氏 名 印

1 築造主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
2 道路維持管理者の住所及 び氏名 (名称及び代表者氏名)	
3 代理者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
4 指定道路の地名及び地番	
5 指定道路の幅員及び延長 等	幅員 m 延長 m 面積 m ² 転回広場 箇所 面積 m ²
6 そ の 他 の 事 項	別添図書のとおり

第12号様式（第7条関係）

水平距離の指定申請書

建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定を次のとおり申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

申請者 住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

沖縄県知事 殿

1 申請者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			
2 代理人の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			
3 指定申請地	から ----- まで		
4 指定を受ける水平距離	m	6 現在の道路幅員	m
5 道路の種類別		7 道路の延長	m
※市町村受付欄	※土木事務所受付欄	※摘要	

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「5 道路の種類別」欄は、道路の路線名称等を記入すること。

第13号様式（第7条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">水 平 距 離 指 定 書</p>			
		<p>沖縄県指令第 号</p>	
		<p>申請者 住 所</p>	
		<p>氏 名</p>	
		<p>(名称及び代表者氏名)</p>	
<p>年 月 日付で申請のあった水平距離の指定については、次のとおり建築基準法第42条第3項の水平距離を指定する。</p>			
<p>年 月 日</p>			
		<p>沖縄県知事 氏</p>	<p>名 印</p>
<p>1 申請者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)</p>			
<p>2 代理人の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)</p>			
<p>3 指 定 申 請 地</p>	<p>から</p> <p>-----</p> <p>まで</p>		
<p>4 指 定 す る 水 平 距 離</p>	<p>m</p>	<p>6 現在の道路幅員</p>	<p>m</p>
<p>5 道 路 の 種 別</p>		<p>7 道 路 の 延 長</p>	<p>m</p>

備考 「5 道路の種別」欄は、道路の路線名称等を記入すること。

第14号様式（第8条関係）

道路位置指定の変更（廃止）申請書

建築基準法第42条第 項第 号の道路位置の指定の^{変更}_{廃止}を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

沖縄県知事 殿

1	築造主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	電話
2	道路維持管理者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	電話
3	代理者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	電話
4	指定年月日及び番号	年 月 日 沖縄県指令 第 号
	指定道路位置等 地名及び地番	
	幅員及び延長等	幅員 転回広場 m 延長 箇所 面積 m ² 面積 m ²
5	変更又は廃止の事由	
6	変更後道路位置等 地名及び地番	
	幅員及び延長等	幅員 転回広場 m 延長 箇所 面積 m ² 面積 m ²
7	変更申請道路の築造時期	年 月 日着工 年 月 日完了
※	市 町 村 受 付 欄	※ 土 木 事 務 所 受 付 欄
		※ 摘 要

備考 ※印欄は、記入しないこと。

第16号様式（第9条関係）

建 築 物 認 定 申 請 書					
<p>建築基準法施行令 建築基準法施行条例 第 条の建築物としての認定を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)</p> <p>沖縄県知事 殿</p>					
1	建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	電話			
2	設計者の住所及び氏名	電話			
3	敷地の位置	地名及び地番	用途地域	防火地域	その他の地域、地区、区域等
4	主要用途	5 工事種別			
6	構造	造	7 階数	地下	階
8	軒の高さ	m	9 最高の高さ	m	
10	棟数	棟	11 戸数	戸	
		申請部分	申請以外の部分	合計	
12	敷地面積	㎡			㎡
13	建築面積	㎡	㎡	㎡	
14	延べ面積	㎡	㎡	㎡	
15	建蔽率	%	16 容積率	%	
17	工事着手予定年月日	年 月 日	18 工事完了予定年月日	年 月 日	
19	その他必要な事項				
※ 土木事務所受付欄		※ 摘 要	※ 認定年月日及び番号		
			年 月 日		
			沖縄県指令 第 号		

備考 1 様式中の2行目の空欄には、関係条項を記入すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

第17号様式（第9条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">建 築 物 認 定 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">沖繩県指令 第 号</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">申請者 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日付けの認定申請に係る建築物については、次のとおり 建築基準法施行令 第 条 の建築物として認定をする。 建築基準法施行条例</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">沖繩県知事 氏 名 印</p>				
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)				
2 設計者の住所及び氏名				
3 敷地 の 位置	地名及び地番			
	用途地域	その他の地域、地区、区域等		
	防火地域			
4 主要用途		5 工事種別		
6 構造	造	7 階数	地下	階階
8 軒の高さ	m	9 最高の高さ		m
10 棟数	棟	11 戸数		戸
	申請部分	申請以外の部分	合	計
12 敷地面積	m ²			m ²
13 建築面積	m ²	m ²		m ²
14 延べ面積	m ²	m ²		m ²
15 その他必要な事項	別添図書のとおり			

第18号様式（第11条関係）

設 計 変 更 届	
確認を受けた次の建築物の計画の変更（省令第3条の2で定める軽微な変更に限る。）を行ったので、変更図書を添えて届け出ます。 年 月 日	
申請者 住所 _____ 氏名 _____ （名称及び代表者氏名）	
建築主事 殿	
1 建築主の住所及び氏名 （名称及び代表者名）	電話 番
2 建 築 場 所	
3 確認年月日及び番号	確認 年 月 日 第 号
4 設計者の資格、住所、氏名、建築士事務所名等	（ ）級建築士 （ ）登録第 号 住所 _____ 電話 _____ 氏名 _____ 建築士事務所名 _____ （ ）級建築士事務所 （ ）登録第 号
5 省令第3条の2で定める軽微な変更事項	変 更 前 変 更 後
第1項第1号に関する事項	
第2号に関する事項	
第3号に関する事項	
第4号に関する事項	
第5号に関する事項	
第6号に関する事項	
第7号に関する事項	
第8号に関する事項	
第9号に関する事項	
第10号に関する事項	
第11号に関する事項	
第12号に関する事項	
第13号に関する事項	
第14号に関する事項	
第15号に関する事項	
第2項第1号に関する事項	
第2号に関する事項	
第3項第1号に関する事項	
第2号に関する事項	
第3号に関する事項	
第4号に関する事項	
第5号に関する事項	
第4項第1号に関する事項	
第2号に関する事項	
その他建築基準関係規定に関する変更事項	
※ 土木事務所受付欄	※ 摘 要

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 用紙の大きさは日本工業規格A 4判縦とする。

第19号様式（第11条関係）

設 計 変 更 申 請 書		
許可（認定）を受けた次の建築物の設計を変更したいので、許可（認定）通知書 に変更図書を添えて申請をします。 年 月 日		
		申請者 住所 氏名 （名称及び代表者氏名）
沖縄県知事 殿		
1	建築主の住所及び氏名 （名称及び代表者名）	電話 番
2	建 築 場 所	
3	許可（認定）年月日 及び 番 号	許可 年 月 日 第 号 認定
4	設計者の資格、住所、 氏名、建築士事務所名 等	（ ） 級建築士 （ ） 登録第 号 住所 氏名 （ ） 級建築士事務所 （ ） 登録第 号 電話 番
		変 更 前 変 更 後
5	用 途	
6	構 造	
7	敷 地 面 積	m ² m ²
8	建 築 面 積	m ² m ²
9	延 べ 面 積	m ² m ²
10	制限を受ける用途に供 する部分の床面積	m ² m ²
11	原 動 機 出 力 数	KW KW
12	その他の機械設備等	
13	その 他 参 考 事 項	
14	変 更 理 由	
※ 土木事務所受付欄		※ 決 裁 欄 ※ 処 理 欄

備考 ※印欄は、記入しないこと。

第20号様式（第11条関係）

<p style="margin: 0;">設 計 変 更 承 認 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">沖 縄 県 指 令 第 号</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">承 認 番 号</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">申 請 者 住 所 氏 名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">(名 称 及 び 代 表 者 氏 名)</p> <p style="margin: 0;">年 月 日 申 請 の あ っ た 建 築 物 の 設 計 変 更 を 承 認 す る 。</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">沖 縄 県 知 事 氏 名 印</p>		
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		
2 建築場所		
3 許可(認定)年月日 及び番号	許可認定 年 月 日 第 号	
4 設計者の資格、住所、 氏名、建築士事務所名 等	() 級建築士 () 登録第 号 住所 氏名 () 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 番	
	変 更 前	変 更 後
5 用途		
6 構造		
7 敷地面積	㎡	㎡
8 建築面積	㎡	㎡
9 延べ面積	㎡	㎡
10 制限を受ける用途に供 する部分の床面積	㎡	㎡
11 原動機出力数	KW	KW
12 その他機械設備等		
13 その他参考事項		
14 変更理由		
※ 指示事項		

備考 1 この変更通知書は、許可通知書及び認定通知書に添えて保管すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

第21号様式（第12条関係）

<p>建築主等の変更届出書</p> <p>次のとおり建築主（設置者・築造主）を変更したので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p style="text-align: left;">知 事 沖縄県 建築主事 殿</p>			
新建築主（設置者・築造主）住所 氏名			
旧建築主（設置者・築造主）住所 氏名			
許可（認定・確認）番号第	号	許可（認定・確認）年 月 日	年 月 日
建築場所			
主要用途			
工事種別			
変更の理由			
※土木事務所受付欄	※ 摘 要		

備考 ※印欄は、記入しないこと。

第22号様式（第12条関係）

工事監理者（工事施工者）選定（変更）届出書		確認	第	号
			年	月
建築物の構造	規模用途			
建築物の位置				
上記の建築物に関する工事監理者（工事施工者）を選定（変更）したので、届け出ます。 年 月 日 届出者 住所 氏名 （名称及び代表者氏名） 建築主事 殿				
建築主	住氏	所名		
工事監理者	新	資格	（ ）級建築士（ ）登録第 号 （ ）級建築士事務所（ ）登録第 号 電話	
		住氏	所名	
	旧	資格	（ ）級建築士（ ）登録第 号 （ ）級建築士事務所（ ）登録第 号 電話	
		住氏	所名	
工事施工者	新	許可番号	国土交通大臣 許可（ ）第 号 知事 電話	
		住氏	所名	
	旧	許可番号	国土交通大臣 許可（ ）第 号 知事 電話	
		住氏	所名	
※ 土木事務所受付欄		※ 摘要		

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 工事監理者等を選定したときは、「新」の欄に記入すること。

第23号様式（第13条関係）

<p>工事取りやめ届出書</p> <p>許可（認定・確認）を受けた次の建築物の、建築の全部（一部）を取りやめたので、許可通知書（認定通知書・確認済証）を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p style="text-align: left; margin-left: 100px;">知 事 沖縄県 建築主事 殿</p>	
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
2 許可（認定・確認）年月日	年 月 日
3 許可（認定・確認）番号	第 号
4 主 要 用 途	
5 工 事 種 別	
6 建 築 場 所	
7 理 由	
※ 土木事務所受付欄	※ 摘 要

備考 ※印欄は、記入しないこと。

第24号様式（第13条関係）

取 下 届 出 書

次のとおり建築物等の許可申請（認定申請・確認申請・完了検査申請・計画通知・完了通知）を取り下げたいので、届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

知 事
沖縄県 建築主事 殿

1 受 付 年 月 日	年 月 日
2 受 付 番 号	
3 建 築 場 所	
4 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
5 取 下 げ 理 由	
※土木事務所受付欄	※ 摘 要

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 届出者と建築主が異なる場合は、建築主の委任状を添付すること。

第25号様式（第14条関係）

建築協定認可申請書						
<p>建築基準法第 条 の規定により、建築協定の認可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p>沖縄県知事 殿</p>						
建築協定の概要	1	区域の地名及び地番				
	2	建築協定事項	建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準			
	3	区域の面積	㎡	4	協定の名称	
	5	有効期間				
	6	違反があった場合の措置内容				
7	用途地域	9 その他の地域 地区、区域等				
8	防火地域					
10	土地の所有者等の人数	土地の所有者(うち共有者)	土地の地上権者(うち共同地上権者)	土地の賃借権者(うち共同賃借権者)	法第77条の規定による建築物の借主	合計
		(人)	(人)	(人)	人	(人)
11	特記事項					
※市町村受付欄		※ 摘 要		※認可年月日及び番号		
				年 月 日 沖縄県指令第 号		

- 備考 1 様式中の2行目の空欄には、関係条項を記入すること。
 2 様式中の不要の文字は、抹消すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。

建 築 協 定 認 可 書

沖繩県指令 第 号

住所

申請者

氏名

(名称及び代表者氏名)

年 月 日付けで認可申請のあった建築協定を建築基準法第 条
の規定により認可する。

年 月 日

沖繩県知事 氏 名 印

第27号様式（第15条関係）

<p>建築協定変更等認可申請書</p> <p>建築基準法第 条 の規定により、建築協定の^{変更}_{廃止}の認可を受けたいので、 関係図書を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p>沖縄県知事 殿</p>						
認可 済の 概要	1	認可年月日及び番号	年 月 日 沖縄県指令 第 号			
	2	区域の地名及び地番				
	3	区域の面積	㎡	4	建築協定の名称	
	5	建築協定事項	建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準			
	6	違反があった場合の措置の内容				
	7	変更の場合は、その変更の内容				
8	今回申請時の土地の所有者等の人数	土地の所有者（うち共有者） 人 (人)	土地の地上権者（うち共同地上権者） 人 (人)	土地の賃借権者（うち共同賃借権者） 人 (人)	法第77条の規定による建築物の借主 人 (人)	合 計 人 (人)
9	協定の廃止に合意する土地の所有者等の人数	土地の所有者（うち共有者） 人 (人)	土地の地上権者（うち共同地上権者） 人 (人)	土地の賃借権者（うち共同賃借権者） 人 (人)	法第77条の規定による建築物の借主 人 (人)	合 計 人 (人)
10	協定の廃止に合意する土地の所有者等の割合	%				
11	特 記 事 項					
※市町村受付欄		※ 摘 要		※ 変更又は廃止年月日及び番号		
				年 月 日 沖縄県指令第 号		

- 備考 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 様式中の2行目の空欄には、関係条項を記入すること。
- 3 様式中の9欄及び10欄は、変更の場合は記入しないこと。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

建 築 協 定 変 更 認 可 書

沖繩県指令 第 号

住所

申請者

氏名

（名称及び代表者氏名）

年 月 日付けで変更認可申請のあった建築協定を建築基準法第
条 の規定により認可する。

年 月 日

沖繩県知事 氏 名 印

建築協定廃止認可書

沖縄県指令 第 号

住所

申請者

氏名

(名称及び代表者氏名)

年 月 日付けで廃止認可申請のあった建築協定の廃止を建築基準法第 条 の規定により認可する。

年 月 日

沖縄県知事 氏 名 印

借 地 権 消 滅 届

建築協定区域内の借地権が消滅したので、建築基準法第74条の2第3項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

沖縄県知事 殿

1 建築協定の名称	
2 認可年月日及び番号	年 月 日 沖縄県指令 第 号
3 借地権消滅年月日	年 月 日
4 借地権の消滅に係る土地の地名及び地番	
5 借地権の消滅に係る土地の所有者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
※市町村受付欄	※ 摘 要

備考 ※印欄は、記入しないこと。

第31号様式（第17条関係）

建 築 協 定 加 入 届

年 月 日付け沖縄県指令 第 号で認可のあった建築協定に加入したいので、建築基準法第75条の2第 項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

沖縄県知事 殿

1 建築協定の名称	
2 届出に係る土地の地名及び地番	
3 特記事項	
※市町村受付欄	※ 摘 要

備考 ※印欄は、記入しないこと。

第32号様式（第18条関係）

一人建築協定効力発生届

建築基準法第76条の3第5項の規定により建築協定の効力を有することとなったので、関係図書を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

沖縄県知事 殿

1 建築協定の名称	
2 認定年月日及び番号	年 月 日 沖縄県指令 第 号
3 効力を有することとなった年月日	年 月 日
4 効力発生に係る土地の地名及び地番	所有者等の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)
※市町村受付欄	※ 摘 要

備考 ※印欄は、記入しないこと。

第33号様式（第19条関係）

特定建築物の除却（変更・休止・再使用）届 沖縄県建築基準法施行細則第19条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者 住所 氏名 （名称及び代表者氏名） 沖縄県知事 殿			
1	所有者住所及び氏名		
2	管理者住所及び氏名		
3 建築物の概要	[1] 所在地	住居表示 (地名地番)	
	[2] 名称		
	[3] 用途	新	
		旧	
	[4] 構造		
[5] 規模	階数（地上 階・地階 階）、延べ面積（ m ² ）		
4	確認済証交付者 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 号	
5	検査済証交付者 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 号	
6	定期報告の対象外となる理由		
7	変動年月日	除却年月日： 年 月 日 変更年月日： 年 月 日 再使用年月日： 年 月 日	
	※受付欄	※摘要	

- 備考 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 変更については、各階及び用途別の面積表及び各階平面図を添付すること。

第34号様式（第20条関係）

<p>特定建築設備等の廃止（休止・再使用）届 沖縄県建築基準法施行細則第20条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。 年 月 日</p>			
		届出者 住所 氏名 （名称及び代表者氏名） 電話	
沖縄県知事 殿			
設置場所			
建築物の名称			
建築設備等 概 要	種別		
	昇降機等 の 概 要	種類 積載	用途 t 定員 人 速度
		号機 製造者	
届出に係る 事 項	廃止	休止	再使用
廃止・休止・再 使用をする理由			
変動年月日	廃止年月日： 年 月 日 再使用年月日： 年 月 日から 休止の期間： 年 月 日から 年 月 日まで		

※受付欄	※摘 要

- 備考 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。

第35号様式（第20条の2関係）

<p>特定建築物の所有者等変更届</p> <p>特定建築物の所有者等に変更があったので、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p>沖縄県知事 殿</p>		
1	変 動 事 項	所有者 管理者
2 所 有 者 等	変 更 前	住 所 電 話
		氏 名 (名称及び代 表者氏名)
	変 更 後	住 所 電 話
		氏 名 (名称及び代 表者氏名)
3	変 更 年 月 日	年 月 日
4	建 築 物 の 名 称	
5	建 築 物 の 所 在 地	

※受付欄	※摘 要

- 備考 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
2 ※印欄は、記入しないこと。

第36号様式（第20条の2関係）

<p>昇降機等の所有者等変更届</p> <p>沖縄県建築基準法施行細則第20条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名) 電話</p> <p>沖縄県知事 殿</p>			
1 変更事項	所有者	管理者	名称 住所
2 変更前の名称 住所			
3 変更後の名称 住所			
4 変更の理由			
5 変更の年月日			
6 設置されている昇降機等の概要	イ 建物の名称及び所在地		
	ロ 種類・台数	台	
	ハ 用途		

※受付欄	※摘 要

- 備考 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
2 ※印欄は、記入しないこと。

第37号様式（第21条関係）

工 程 報 告 書

沖縄県建築基準法施行細則第21条の規定により工事の工程を報告します。

年 月 日

工事監理者
住 所 名
氏 名 () 級建築士登録第 号
資 格
建築士事務所名
電 話 番

沖縄県 殿

1 建築場所			
2 建築主住所氏名	電話 番		
3 建築物概要	造 地上 階 地下 階	建築面積	m ² 延べ面積 m ²
4 主要用途		5 工事種別	
6 確認年月日		7 確認番号	第 号
8 工事着手予定年月日	年 月 日	9 工事完了予定年月日	年 月 日
10 工事施工者住所氏名	電話 番		
11 工事現場の危害防止措置等			
検 査 事 項 そ の 他			
検査年月日	検査工程		検査員氏名
※受付欄	※台帳記載 印	※検査済証 年 月 日 第 号	※処理欄
			※備考

備考 ※印欄は、記入しないこと。

第38号様式 (第21条関係)

施 工 計 画 報 告 書

沖縄県建築基準法施行細則第21条の規定により工事の施工計画を報告します。

年 月 日

沖縄県 殿

報告者	工事監理者住所・氏名	() 級建築士 () 登録 第 号	使用材料	セメント	品名・種別・製造工場	細骨材	産地・種別・塩分量(%)	粗骨材	産地・種別・最大寸法								
	施工者住所・氏名	代表者 所属 電話 番		混和材料		レディーミックス	製造会社及び工場名		工事現場までの距離・所要時間								
建築工事名称	建築場所	設計者住所・氏名	確認年月日号	番号	打設単位	打設時期	コンクリートの種類	設計基準強度 (N/㎡)	呼び強度 (N/㎡)	スランブ (cm)	空気量 (%)	水セメント比 (%)	単位水量 (kg/㎡)	骨材率 (%)			
					1												
					2												
					3												
					4												
建築物の概要	敷地面積	階数	建築面積	延べ面積	土に接しない部分		土に接する部分										
					柱	屋外	屋内										
かぶり厚さの最小値 (cm)	屋根板	屋外	屋内														
	床板	下端	上端														
外部仕上げの種類・工法等	はり	屋外	屋内														
	耐力壁	屋外	屋内														
外部仕上げの種類・工法等	非耐力壁	屋外	屋内														

第39号様式 (第21条関係)

施 工 結 果 報 告 書

沖縄県建築基準法施行細則第21条の規定により工事の施工結果を報告します。

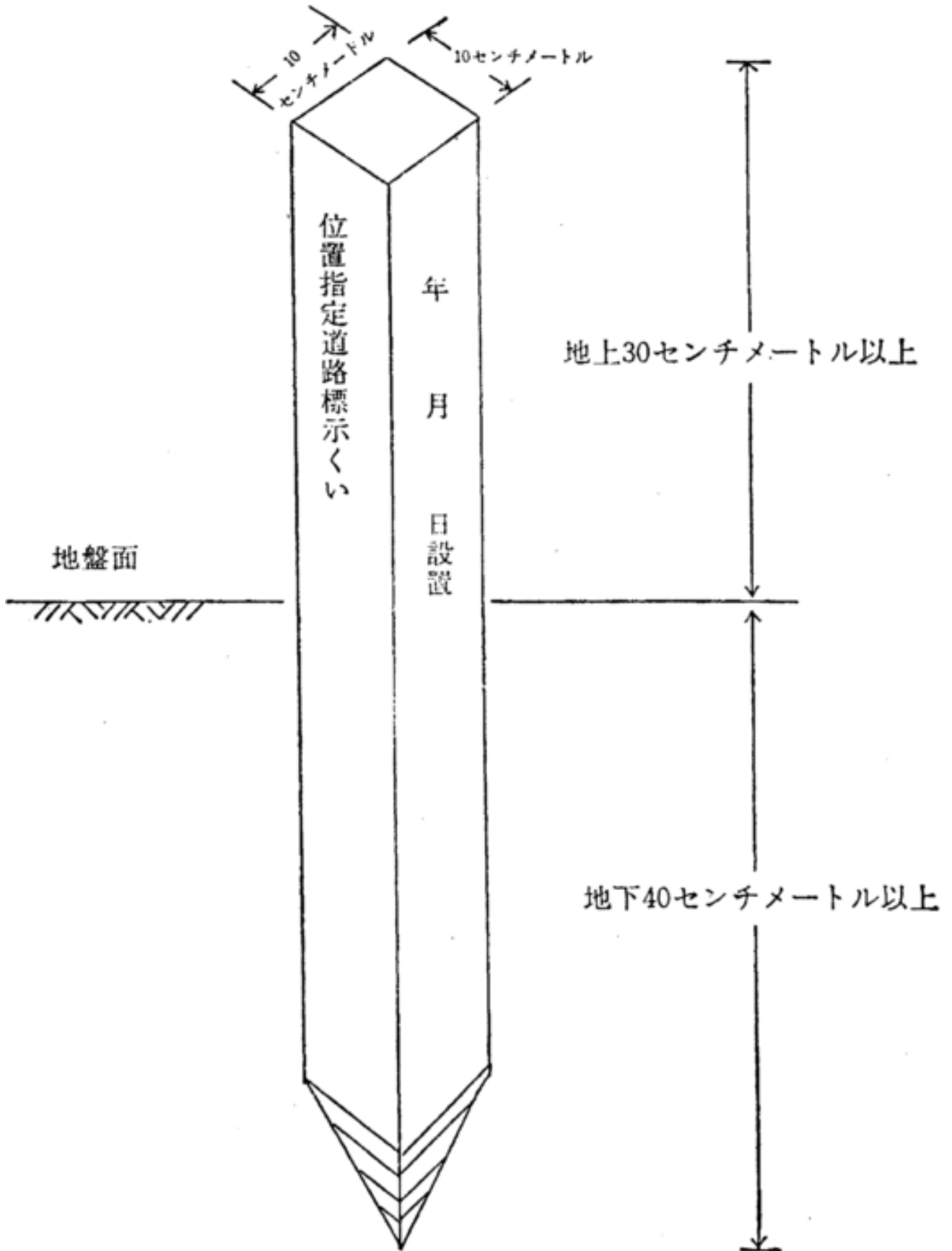
年 月 日

沖縄県 殿

報告者	工事監理者住所・氏名	() 級建築士 () 登録 第 号	使用材料	セメント	品名・種別・製造工場	細骨材	産地・種別・塩分量(%)	粗骨材	産地・種別・最大寸法				
	施工者住所・氏名	代表者 所属 電話 番		混和材料		レディーミックス	製造会社及び工場名		使用ポンプ車の圧送能力				
建築工事名称	建築場所	設計者住所・氏名	確認年月日号	打込	調査計画番号								
					打込箇所								
					打込年月日								
					コンクリートの種類								
					設計基準強度 (N/㎡)								
建築物の概要	敷地面積	階数	建築面積	延べ面積	土に接しない部分		土に接する部分						
					柱	屋外	屋内						
かぶり厚さの最小値 (cm) (配筋検査)	屋根板	屋外	屋内										
	床板	下端	上端										
外部仕上げの種類・工法等	はり	屋外	屋内										
	耐力壁	屋外	屋内										
外部仕上げの種類・工法等	非耐力壁	屋外	屋内										

注 圧縮強度①：標準養生供試体圧縮強度
 圧縮強度②：現場水中養生供試体圧縮強度又はコア供試体圧縮強度に関する件 (昭和56年建設省告示第1102号)

第40号様式 (第28条関係)



公開による意見の聴取請求書

沖縄県知事 殿

年 月 日

住所

請求者

氏名

年 月 日付け沖縄県達 第 号で通知のあった措置について
異議があるので、公開による意見の聴取を行うことを請求します。

なお、請求の趣旨等は、次のとおりです。

1 請求の趣旨

2 その他の事項